

令和5年第5回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和5年5月25日（木） 午後3時～午後4時30分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和5年第5回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和5年第5回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	×
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長
4	長谷川主査

	氏名・役職
5	上田主査

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和5年第5回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、米光委員と、庄田委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良くと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、令和5年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和5年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請5件については、4月27日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請3件については、4月28日付けで知事あてに送付し、5月16日付けで許可書が交付されております。</p> <p>非農地証明願1件については、4月27日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、5月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p>

	<p>今回、金城地区から1件、小坂地区から2件、合計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、新規就農のため、使用貸借による権利を設定するものです。借受人は、家庭菜園程度であります。2年間の栽培経験があり、今回、自然農法によりナスを栽培する予定です。</p> <p>番号2は、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号3は、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。借受人は、金沢農業大学の修了生です。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人及び借受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、3件で、面積は合計1,939㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対す</p>

る意見決定について、ご説明いたします。

議案書は2ページから4ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、潟津地区、崎浦地区、崎浦及び浅川地区、浅川地区並びに森本地区からそれぞれ1件、合計5件の申請がありました。

番号1は、所有権の移転を伴う自己住宅への転用申請です。

農地の区分は、北陸鉄道浅野川線北間駅から300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

番号2は、所有権の移転を伴う農機具格納庫への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

番号3は、賃借権の設定を伴う駐車場及び資材置場への転用申請です。

農地の区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されますが、隣地で事業を行うリサイクル業者の既存施設の拡張であることから許可相当であると考えます。

番号4は、所有権の移転を伴う資材置場への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許

	<p>可相当であると考えます。</p> <p>番号5は、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、5件で面積は合計8,093㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、鮎岡委員から調査結果をご報告願います。</p>
鮎岡委員	<p>5月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。</p> <p>今回、川北地区、崎浦地区及び小坂地区から、それぞれ1</p>

	<p>件、合計 3 件の申請がありました。</p> <p>番号 1 及び番号 2 は、いずれも農地転用許可を要するものではなく、既に農地でなくなっていることから申請があったものです。</p> <p>番号 3 は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、5 月 17 日、番号 1 は、庄田委員に申請のとおり農道であることを、番号 2 は、東中委員に申請のとおり宅地であることを、番号 3 は山村委員に申請のとおり山林化していることを、それぞれ確認いただいています。</p> <p>以上、3 件で面積は合計 503 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 6 ページから 10 ページです。</p>

	<p>利用権貸借の一般分について、粟五地区、小坂地区及び二塚地区からそれぞれ1件、合計3件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が10年の再設定が1件、10年の新規設定が1件、6か月の新規設定が1件で、面積は合計16,946.00㎡です。</p> <p>利用権貸借の機構分について、潟津地区から2件、小坂地区から1件、合計3件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が2件、使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件で、面積は合計6,066㎡です。</p> <p>いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、農地中間管理機構からの転貸予定先はそれぞれ記載のとおりですが、この転貸予定先に関して、金沢市から本委員会に意見を求められていますので、申し添えておきます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等については、原案のとおり決定するとともに、このうち、機構分の転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定するとともに、このうち、機構分の転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は11ページから21ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が11件で、面積は合計5,581㎡、第5条が20件で、面積は合計18,362.83㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は22ページです。</p> <p>届出件数は1件、解約理由は借人の変更に伴うもので、面積は合計2,526㎡です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p>

	<p>議案書は 23 ページ及び 24 ページです。</p> <p>届出件数は 2 件で、面積は合計 10,300.13 m²、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 5 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1 ページから 7 ページです。</p> <p>2 ページをご覧ください。今回の変更は、薬師谷地区外 3 地区において、14,126 m²を農用地区域から除外することに伴うものです。</p> <p>なお、農用地区域への編入、用途区分の変更はありません。</p> <p>3 ページの土地の所在及び事業内容と併せて、4 ページからの案件別の図面をご覧ください。</p>

	<p>4 ページの番号 1 は、駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第 2 種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>5 ページの番号 2 は、国の事業（中山間地域等直接支払制度）に取り組む際に、産業廃棄物最終処分場の事業区域の一部を誤って農用地区域に編入していたため、除外するものです。申請地は山林で、農地ではないことから意見の対象からは外れます。</p> <p>6 ページの番号 3 は、駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第 2 種農地と判断されますが、近隣にある宿泊施設の従業員用の駐車場で、立地に代替性がないと認められるため、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>7 ページの番号 4 は、山林として保全する計画のもので、現況は既に山林化しており、令和 4 年 12 月 22 日付けで非農地証明書を交付しています。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 5 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 5 号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 6 号 令和 4 年度最適化活動の点検・評価等について、上程いたします。</p>

	<p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 令和4年度最適化活動の点検・評価等について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、8ページから13ページです。</p> <p>本件は、農業委員会法第37条等に基づき、農業委員会における農地利用最適化の推進やその他事務の実施状況について公表する必要があり、お諮りするものです。前回の総会では、今年度の目標設定等についてお諮りしましたが、今回は、前年度における最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、お諮りいたします。</p> <p>9ページは、農業委員会の状況等につきまして記載しておりますので、説明は省略いたします。</p> <p>10ページからは、最適化活動の実施状況につきまして記載しております。</p> <p>まずは、「農業委員会の実績及び点検・評価結果」のうち、「1 最適化活動の成果目標」に関してです。</p> <p>「(1) 農地の集積」は、担い手への農地の利用集積・集約化に関するものです。昨年度の集積面積の目標及び実績に基づき、農業委員会の点検結果としましては、記載のとおりといたしました。</p> <p>続いて、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地を5年間で解消するというものです。昨年度の解消面積の目標及び実績に基づき、農業委員会の点検結果としましては、記載のとおりといたしました。</p> <p>11ページの「(3) 新規参入の促進」は、新規参入者への貸付等について農地所有者から同意を得るというものです。昨年度の同意を得た農地面積の目標及び実績に基づき、農業委員会の点検結果としましては、記載のとおりといたしました。</p>

	<p>次に、12 ページの「2 最適化活動の活動目標」に関してです。</p> <p>「(2)活動強化月間の設定」については、昨年度の活動強化月間の設定回数は、目標の4回に対し、実績は3回でした。内容は、10～11月に実施した遊休農地の解消に向けた所有者等への働きかけと、3月に実施した戸別訪問等による農地利利用意向調査書の配布・回収です。</p> <p>13 ページの「(3) 新規参入相談会への参加」については、昨年度の新規参入相談会への参加回数は、目標の1回に対し、実績は1回で、開催時期、相談会名等につきましては、記載のとおりです。</p> <p>なお、「目標の達成状況の評語」及び「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、次回の総会にて、委員ごとの目標の達成状況等について提示のうえ、お諮りいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 令和4年度最適化活動の点検・評価等については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>

会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>それでは最後に、5月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	<p>二口副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。</p>